

会 議 録

様式第3号

会 議 名	平成20年度（第1回）川西市国民健康保険運営協議会		
事 務 局	健康福祉部 保険年金課 （内線2622）		
開 催 日 時	平成20年11月5日（水） 午後1時30分		
開 催 場 所	川西市役所 4階 庁議室		
出席者	委 員	安藤 修 三木 篤志 橋本 知浩 増井富美代 藪内 玲子 釜本 普子 元木 祥博 頭司 康二 水和 久 四谷 勲	
	そ の 他		
	事 務 局	大塩市長 水田副市長 健康福祉部長 健康生活室長 健康福祉部参事兼保険収納課長 保険年金課長 保険年金課長補佐	
傍 聴 の 可 否	<input checked="" type="checkbox"/> 可 ・ 不可 ・ 一部不可	傍聴者数	1名
傍聴不可・一部不可の場合は、その理由			
会 議 次 第	(1) 平成19年度国民健康保険事業特別会計決算について (2) 出産育児一時金及び葬祭費の改定（諮問・答申）について		
審 議 結 果	別紙審議経過のとおり		

審 議 経 過 (1)

事務局	<p>それでは、定刻が参りましたので、ただ今より平成20年度第1回目の川西市国民健康保険運営協議会を開催いたします。</p> <p>本日は、大変お忙しいところご出席いただきまして、誠にありがとうございます。</p> <p>私は、事務局を努めます 健康福祉部 健康生活室 保険年金課長の井谷と申します。どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>本日の会議は、「川西市国民健康運営協議会会議公開制度運営要綱」第5条の規定に基づき傍聴を認めるとしておりますので、ご了承をお願いいたします。</p> <p>次に、今回9月15日の任期満了に伴いまして、4名の方に新たに委員をお願いいたしております。</p> <p>ただ今より新委員の方に市長より、委嘱辞令の交付を行いたいと思います。私の方からお名前を申し上げますので、こちらの方までお願いいたします。</p> <p>それでは橋本様、元木様、中井様、そして渡壁様は急な所用のため、欠席されております</p> <p>なお、再任の方につきましては、委嘱状と辞令を机に配布させていただいております。</p> <p style="text-align: center;">《市長より委嘱辞令の交付あり》</p> <p>ありがとうございました。</p>
市 長	<p>続きまして、大塩市長より、ごあいさつを申し上げます。</p> <p>皆様、こんにちは。市長の大塩でございます。</p> <p>本日は、平成20年度における第1回目の国民健康保険運営協議会にご出席いただきまして、誠に有り難うございます。委員の皆様におかれましては、平素より、本市の国民健康保険事業の運営に格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。また、新しく委員にご就任頂きました橋本様、元木様、中井様、よろしくお願い申し上げます。</p> <p>さて、国民健康保険は、国民皆保険制度の基盤であり、安定的な運営が求められております。このため、国民健康事業の健全運営を目指し、国保税の収納率向上による負担の公平化、医療費適正化対策を一層推進していく所存であります。また、平成20年4月より、国保加入者に対する健康診査、保健指導の国保への義務づけ、後期高齢者医療制度の創設等新しい制度がスタートしております。今後委員の皆様にご審議いただく案件があろうかと思っておりますので、何とぞよろしくお願い申し上げます。甚だ簡単ではございますがご挨拶とさせていただきます。</p>
事務局	<p>それでは、今回4名の委員さんの方が替わられましたので、私の方から委員の方をご紹介します。</p> <p>まず、「公益を代表する委員」として、安藤委員でございます。同じく四谷委員でございます。同じく中井委員でございます。</p> <p>次に「被保険者を代表する委員」として、橋本委員でございます。同じく藪内委員でございます。同じく釜本委員でございます。</p>

審 議 経 過 (2)

	<p>次に、「保険医・薬剤師を代表する委員」として、医師会の三木委員でございます。同じく、医師会の元木委員でございます。</p> <p>歯科医師会の頭司委員でございます。薬剤師会の水和田委員でございます。</p> <p>それでは、次に、市及び事務局職員より自己紹介をさせていただきます。副市長より順次お願いいたします。</p> <p>※各自自己紹介（市長、水田副市長、益本部長、今北室長、溝畑参事）</p> <p>続きまして、会長の選出に入るわけでありますが、会長の選出につきましては、国民健康保険法施行令第5条により、「公益を代表する委員」の中から選出することになっています。今回、選出の方法は、いかがいたしましょうか。</p> <p>＜事務局一任の声あり＞</p> <p>ありがとうございます。事務局一任の声をいただきましたので、事務局より会長就任のお願いをさせていただきます。会長に安藤委員をお願いしたいと思います。安藤委員ご了解いただけましょうか。</p> <p>【安藤委員了解】</p> <p>ありがとうございます。よろしくお願いいたします。</p> <p>会議の進行を会長をお願いいたしますので、安藤会長は会長席へ移動をお願いします。</p> <p>※安藤会長、会長席に着く</p> <p>＜安藤会長就任のあいさつ＞</p>
会 長	<p>次に副会長の選出を行いたいと思いますが、副会長につきましては、慣例により医師会の会長をお願いしております。</p> <p>私のほうより、副会長に医師会会長の三木委員をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。</p> <p>※三木副会長、副会長席につく</p> <p>本日は、増井委員、渡壁委員及び佐々木委員が欠席されております。</p> <p>本日の会議録の署名委員の選出ですが、私から指名したいと思いますが、ご異議ございませんか。</p> <p>＜異議なしの声あり＞</p> <p>それでは、藪内委員と釜本委員を署名委員に指名委員に指名いたしますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、議題に基づき進行させていただきます。</p> <p>協議事項 第1 「19年度国民健康保険事業特別会計決算について」を議題とします。</p> <p>事務局より説明をお願いします</p> <p>まず、資料1頁は、国民健康保険加入者の状況でございます。</p> <p>制度創設当時の昭和36年度に比べ、農林水産業は10分の1に、無職者は5.7倍となっております。被保険者数におきましても、平成7年度に比べ1.56倍となっております。</p> <p>次に資料2頁をご覧ください。国民健康保険事業の決算規模と決算収支で</p>
	事務局

審 議 経 過 (3)

ございます。

2表の通り19年度におきましては、歳入総額156億8,585万9千円、歳出総額156億3,291万7千円で差し引き5,294万2千円の黒字となっておりますが、翌年度精算に伴う支払額が2億3,268万円あるため、実質的には1億7,973万8千円の赤字となります。

ちなみに、平成18年度は、1,435千円の赤字であります。

資料3頁に移りまして、歳入歳出決算の状況であります。

3表は、歳入・歳出別に、18年度と19年度の決算額を比較したものでございます。増減率の大きいものを中心に主な科目をご説明申し上げます。

まず、歳入において科目1の国民健康保険税では、19年度は17,18年度と同税率、及び所得の大幅な変動がなかったため、ほぼ同額となっております。

次に、科目4の療養給付費交付金が4.2%減となっておりますが、これは、現年度分においては、人数及び1人当り給付費の増により6.5%増となっておりますが、過年度分が4億3,760万7千円100%減のため全体で減となっております。

歳入科目6の共同事業交付金の80.4%増は、保険財政共同安定化事業が平成18年10月に創設されたため、約2倍になったことに伴う交付金増によるものです。

この事業収支の見方としては、歳入科目の交付金が保険金として12億3,545万9千円の収入、それから歳出科目の5「共同事業拠出金」が再保険制度の掛金として、11億9,079万7千円の支出をしており、

差引き4,400万円あまりの収入超過であります。19年度におきましては本市国保としては財政上好ましい結果となっております。しかしながらその逆もあり得ることから、県下全体として、保険料の平準化を図れるものであるといえます。

次に歳出に移ります。

歳出科目1の総務費、つまり人件費・事務費で13.3%増となっておりますが、これは、平成20年度創設の後期高齢者医療制度対応に伴う電算業務委託料の増が主な要因です。

歳出科目2の保険給付費で6.2%増であります。これは、被保険者数はほとんど増加していませんが、1人当り給付費の6%以上増加が要因です。

歳出科目5の共同事業拠出金の74.9%増は、歳入の共同事業交付金の増と同様であります。

科目7の諸支出金の96.8%減は、18年度における国庫負担金超過交付による償還の支出が、19年度0となったことによる減であります。

次の4頁は、一般会計繰入金の状況でございます。

4表の通り、総額13億6,237万7千円の繰入で、そのうち繰入項目1から4が法定基準に基づく繰入でございます。

審 議 経 過 (4)

次の資料5頁は、「経営状況の分析」として作成した資料であります。

これは、国保特別会計を、一般被保険者分、退職被保険者分、資料6頁に移りまして介護納付金分に分けて決算状況を表したものでございます。

まず5表の一般被保険者分につきましては、19年度の歳入欄の合計が99億2,489万4千円で歳出欄合計が98億8,847万5千円で収支覧一般被保険者分収支①の通り、形式収支は3,641万9千円の黒字となっております。国庫負担金精算後の収支も、表の最下欄の現年度分精算後の収支の通り2,422万7千円の黒字となっております。

次に、退職被保険者分につきましては、形式収支が6表の収支の覧の通り、9,644万4千円の黒字となっておりますが、翌年度精算で返還すること及び退職者交付金の内介護分を調整した精算後の収支は1億2,928万3千円の赤字となっております。この赤字額は、18年度交付金精算返還額1億2,928万3千円を19年度交付金で差し引いたためで、実質は0となります。

次の資料6頁の介護分についてご説明申し上げます。

これも同様の考えから、7表の通り形式収支は歳出の表の下から3段目の介護分収支①の通り7,992万1千円の赤字で、交付金調整後の実質収支におきましても、7,517万3千円の赤字となっております。

以上の状況から、国保特別会計といたしましては、退職分返還額を償還金で支出しておれば、退職分は収支0で、一般分、介護納付金分において赤字となっている状況でございます。

次に、(4)の19年度実質収支は、8表の通りで退職切替精算分も考慮すれば、1億7,973万8千円の赤字となります。

18年決算より比較すれば、19年度単年で1億6,538万5千円の実質赤字であると考えられます。

最後に、今後の方向性につきましては、20年度の医療制度改革により、国保財政の仕組みが大きく変化し、あらたな保険者の財政調整制度が設けられることや、赤字解消のためなどの法定外繰入金原則廃止を踏まえ、収支均衡が図れる適正な税率設定に努めることが重要と考えております。

以上、国民健康保険事業特別会計の決算概要についての説明とさせていただきます。

次に、資料7頁の国民健康保険税滞納処分の状況についてご説明申し上げます。

平成19年度の状況を中心にご説明申し上げます。

まず、執行停止の状況でございます。一覧表の通り、①滞納処分をする財産がないとき、②滞納処分をすることによってその生活を著しく窮迫させるおそれがあるとき、③その所在及び滞納処分をする財産がともに不明であるとき、の理由により、993件、9,136万665円の執行停止を行っております。次に、差押につきましては、210件、4,390万5,030円を行

審 議 経 過 (5)

	<p>なっております。</p> <p>国民健康保険加入者のなかには、保険税を「払おうにも払えない方」、「払えるのに払わない方」の両方がございます。前者の方については「執行停止」、後者の方については「差押」を行なっており、負担の公平に努めております。</p> <p>最後の8頁の資料は、決算認定時に議会に提出した資料でございます。</p> <p>1番上は、滞納税額別の滞納件数及び滞納金額でございます。</p> <p>課税世帯数30,714世帯中4,251世帯で13.8%</p> <p>課税金額51億2553万8千円中3億9,046万円で7.6%の滞納率となり、収納率としては92.4%となります。</p> <p>真ん中の表は、短期証(通常2年更新だが、一定期間以上滞納があれば6ヶ月更新)と資格証明書(納付相談にも応じず、滞納の理由の申し立てもしない場合、保険の資格はあるが、病院では一旦10割支払い後で7割部分の返金の請求をしなければならない証明書)の発行状況です。</p> <p>下の表は、平成17年度に課税方式変更に伴う激変緩和減免の状況でございます。</p> <p>以上が平成19年度川西市国民健康保険事業特別会計決算についての説明でございます。</p> <p>よろしく願いいたします。</p>
会 長	ただ今の説明につきまして、何かご質問、ご意見はございませんか
委 員	本年4月から後期高齢者医療制度がはじまっているが、資料に今回あがっていないが、どうですか。
事務局	この資料については、19年度の決算資料ですので、後期高齢者分は入っていません。
委 員	滞納者の内訳について伺いたい。
参 事	正確な数字は把握できてませんが、当初、短期証の対象者は約2,000件でしたが、現在は1,549件です。保険税を支払えるといっても、完納には至りませんが、現在のが大多数です。少しずつでも支払っている方(分納)が3,400件、滞納世帯が4,200件余、その差が払わない方だと考えております。
委 員	生活保護を受けている方については、いたしかたないと思うが、滞納金額が多すぎるのではないかと。払えるのに払わない人についてどう考えているのか。
室 長	<p>ご指摘の点も多々あるとおもいますが、50年前とくらべて社会経済情勢、構造が大きく変化しています。国民健康保険は農業の方、自営業者等のためのものであります。しかし、近年その比率がかわってきています。やむにやまれず離職しなければならない方が増えています。</p> <p>構造上も国保加入者のうち、半数以上が非課税の高齢者であります。計算上は確かに数字はあがっていますが、今の経済情勢からすると、就職することがなかなかできない方も増えています。</p> <p>市としてもいきなり滞納処分をするのではなく、財産調査をし、個々の事情をきいて、対処していきたい。実態に追いつかない点ではありますが、努力して</p>

審 議 経 過 (6)

<p>委 員 委 員 室 長</p>	<p>まいりたい。ご指摘の点は、重々承知しております。 税の負担の公平について、よろしく願いたい。 資料 8 頁の「激変緩和云々」について説明願いたい。 これは、平成 17 年度に課税方式の変更により、「市民税所得割方式」から「旧但し書き方式」に変更したものです。 平成 16 年度までは、市民税が課税されていなかった方（所得割分がかからなかった）も、17 年度は所得割分がかかるようになりました。なかには 2～3 倍に撥ね上がった方もおられました。当時、市議会の付帯決議を受けて、年次的にあげていく形をとったものが、この数値です。</p>
<p>委 員 参 事</p>	<p>保険税を払えない方の子供さんについてどうなっているのか 資格証については、いったん 10 割を医療費を払っていただいて、後で償還払いとなります。ただ、義務教育のお子さんがある場合には、十分に調査したうえで発行していきたい。いまのところ、6 名です。</p>
<p>委 員 室 長 委 員 参 事</p>	<p>本市にあっては、3 歳未満ならその世帯の滞納は関係なく保険証はでるのか。 資格証の取り扱いは、どこの市でも同じです。無条件で保険証は出ません。 「居所不明」とはどういうことか。 国民健康保険の資格の取得には、まず住民票があるのが、必須条件である。 「居所不明」となっているのは、転出にもかかわらず住民表を動かしていない。 滞納者宅を訪問しても、転出している。表札がかかっている家もあります。 <他に質問、意見等なし></p>
<p>会 長</p>	<p>他に、ご意見がないようですので、次に移ります。 協議事項第 2 「出産育児一時金及び葬祭費の改定について」を議題とします。 それでは、市長より「諮問」をうけます。 <事務局より、「諮問文」(写)を配布する。></p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 10px; margin-top: 20px;"><p style="text-align: center;">諮 問 第 1 号</p><p style="text-align: right;">平成 20 年 11 月 5 日</p><p>川西市国民健康保険運営協議会 会長 安藤修様</p><p style="text-align: right;">川西市長 大塩民生</p><p style="text-align: center;">出産育児一時金及び葬祭費の引き上げについて (諮問)</p><p>川西市国民健康保険条例第 7 号に規定する「出産育児一時金」については、産科医療保障制度が平成 21 年 1 月から開始されることに伴い地方交付税の支給基準が引き上げられるため、また同第 8 条に規定する「葬祭費」については、後期高齢者医療制度との整合性を図るため、当市の支給額についても引き上げが必要と考えております。</p><p>つきましては、国民健康保険法第 1 1 条の規定により、次のとおり改定</p></div>

審 議 経 過 (7)

いたしたく諮問いたしますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

諮 問 事 項

- 1 出産育児一時金支給額を35万円を38万円に改める
※ただし、健康保険法施行令の規定により、一部の対象者が35万円に据え置かれる場合はその規定に従うものとする。
葬祭費支給額を4万円を5万円に改める
- 2 実施時期 出産育児一時金については平成21年1月1日
葬祭費については平成21年4月1日

市長「諮問書」を朗読し、会長に提出する。

それでは、「諮問」の内容について、事務局より説明をお願いします。

出産育児一時金についてであります。

今回の出産育児一時金引き上げは、産科医療補償制度が平成21年1月から開始されることに伴い、補償制度は、財団法人日本医療機能評価機構が運営組織となり、医療機関が保険料を支払う、その保険料3万円が出産費用に転嫁されることに伴う保険料相当分の引き上げでございます。

この制度創設の背景についてですが、近年、産科医療分野では過酷な労働環境や医事紛争のリスクが高いことなどにより、分娩の扱いを取りやめる施設が多く、産科医療の提供が十分でない地域が生じています。更に、産科医になることを希望する若手医師が減少していることなどの問題も生じております。

他方、医療を受ける側では、安心・安全志向の高まりや、医療における権利意識の高まりなどの意識の変化が見られます。

このため、産科医不足の改善や産科医療提供体制の確保が、重要課題となっております。このような状況に対応するため、医療関係者や法律家により無過失補償の考え方を取り入れた新たな補償制度について、研究、議論され、産科医療分野における無過失補償制度必要性が唱えられました。

その後、平成18年1月に社会保障制度調査会・医療紛争処理のあり方検討会において、産科医療における無過失補償制度の枠組みが示され、この枠組みを受け、平成19年2月に財団法人日本医療機能評価機構に産科医療補償制度運営組織準備委員会を設置し、医療従事者、患者、法律家等様々な立場の委員により、産科医療補償制度創設に向けた議論が行なわれ、制度開始に向け検討されました。本年9月12日の社会保障審議会・医療保険部会において、産科医療補償制度が始まるのに合わせ、出産育児一時金を35万円から38万円に引き上げることが了承されました。これを受け、厚生労働省が被用者保険での支給額を定めた政令の改正を受け、国民健康保険条例を改正しようとするものです。

次に、補償制度の概要についてご説明申し上げます。

会 長
室 長

審 議 経 過 (8)

	<p>この制度に加入した産婦人科で、通常の妊娠・分娩にもかかわらず、脳性麻痺となった小児に補償金として、一時金600万円、20年間の分割金2,400万円の合計3,000万円が支払われます。</p> <p>ただし、この制度に加入しない産婦人科で出産した場合や、人口流産等産科補償の手続きがされない場合は、出産育児一時金は従来通り35万円となります。</p> <p>次に、葬祭費についてご説明申し上げます。</p> <p>本年4月に75歳以上の方を対象に創設されました後期高齢者医療制度におきましては、葬祭費5万円を支給しております。死亡時の年齢によって1万円の差が発生しております。これを解消するため5万円に引き上げようとするものです。4月1日現在の兵庫県下各市の状況でございますが、尼崎市と伊丹市が3万円、姫路市と当市が4万円、これ以外の市町は後期高齢者医療制度と同じ5万円でございます。</p> <p>次に、財源につきましてご説明申し上げます。</p> <p>まず、出産育児一時金につきましては、3分の2につきましては地方交付税措置がされるため、保険税で賄うのは、引き上げ額3万円のうち1万円となります。年間給付見込件数を183件とすれば、新たに保険税で183万円を賄うこととなります。</p> <p>葬祭費につきましては、地方交付税措置がないため、引き上げ額1万円×年間見込み件数300件で300万円をすべて保険税で賄うこととなります。</p> <p>阪神間各市の状況につきましては、各市とも運営協議会にお諮りした後、2月市議会に上程する予定と聞いております。</p> <p>12月市議会に川西市国民健康保険条例の改正を上程するに先立ち、国民健康保険運営協議会での審議、答申が必要なため諮問させていただきました。</p> <p>よろしくご審議いただきますようお願いいたします。</p>
会 長	<p>説明は終わりました。ただ今の諮問及び説明について、何かご質問、ご意見等はございませんか。</p> <p>なお、本日中に答申をいただきたいとの要望がございますのでよろしくお願いいたします。</p>
委 員	<p>通常の妊娠・分娩にもかかわらず云々」とあるが、具体的にはどういう場合を指すのか。</p>
委 員	<p>私の聞いたところによると、①へソの緒が首に絡み付いて、一時的に脳障害を起こし、後遺症が残った場合②逆子で生まれてきたことにより、脳に酸素が送られなかった場合に脳障害を負ったもの。</p>
委 員	<p>例えば、妊娠中の母体管理が悪くても、通常の出産で生まれてきた場合にも補償されるのか。</p>
室 長	<p>医療機関側に過失があろうとなかろうが、支払われるものです。</p>
委 員	<p>”脳性まひ”と限定されているのか。</p>
室 長	<p>今のところ、そうです。しかし、今後5年間において症例の検証を行い見直</p>

審 議 経 過 (9)

委 員
室 長
委 員
部 長
委 員
委 員
会 長

しがされるように聞き及んでおります。

今回3万円の上乗せは基準に沿ったものなんですね。
はいそうです。

川西市の出生率はどの程度か。

平成19年は、国は1.34人、兵庫県は1.30人ですが、川西市はこれよりも低いと推計されます。

市立川西病院では産科医師の数が不足しているため、一時何ヶ月先まで待つ状態であったと聞く。今は、月に25～30人が生まれ、年間約1,200人が市民になっておられます。

妊婦さんが他市へ多くいくと聞く。市内で産める場所を確保していただきたい。

いろいろご意見もあろうかと存じますが、「答申」の手法としては、要望等のご意見は付記事項として、「答申書」に記載することは可能でありますので、そのようなことも考慮にいれながら、当協議会として諮問されております「出産育児一時金及び葬祭費の引き上げについて」諮問どおりすることについて、ご異議ございませんか。

<異議なしの声あり>

それでは、諮問どおりの内容で答申を作成してまいりたいと存じます。次に「答申書」の作成に取りかかるわけですが、これまでに皆様からいただいたご意見をもとに「答申書」を作成してまいりたいと考えております。

文案につきましては、私と三木副会長にご一任いただけますでしょうか。

«「異議なし」の声あり»

ありがとうございます。

それでは、「答申書」を作成し、後ほど皆様にご覧いただいた後、答申してまいりたく存じますので、よろしく願いいたします。

しばらく、休憩いたします。

<休 憩> 13:32 <再 開>13:38

※市長、所用のため退席

おまたせいたしました。先ほど「諮問」に対する「答申案」の作成につきまして、正、副会長に一任のご了解をいただきましたので、お手元に答申案を配布いたします。

この答申案を事務局から朗読してもらいます。

<事務局「答申案」を朗読>

平成20年11月5日

川西市長 大 塩 民 生 様

審 議 経 過 (10)

川西市国民健康保険運営協議会

会長 安藤 修

出産育児一時金及び葬祭費の引き上げについて（答申案）

平成20年11月5日付諮問第1号で当運営協議会に諮問のあった出産育児一時金及び葬祭費の引き上げについて慎重に審議した結果、次のとおり答申します。

記

- 1 出産育児一時金の改正については、制度改正に伴うものであり適当である。
- 2 葬祭費の改正については、後期高齢者医療制度との整合性を図ろうとするものであり適当である。

（付記事項）

財源の一部を税に求めることになるため、収納率の向上により一層努めることを要請する。

会 長

以上であります。この答申案について何か、ご質問ご意見はございませんか。

<意見等なし>

ないようですので、「答申案」通り 決定することについて、ご異議ございませんか。

<異議なしの声あり>

ありがとうございました。答申案通り決定いたしましたので、ただ今より答申いたしたく存じます。

それでは、「答申書」をお渡したいと思えます。

会長が答申書を朗読し、副市長に手渡す

委員の皆様方には、大変お忙しいなか、慎重にご審議たまわりまして本当にありがとうございました。

以上「答申」につきましては、終わらせていただきます。

次に、その他でございますが、事務局何かありますでしょうか。

今回は、年明けに特定健診・特定保健指導の進捗状況の報告等について開催していただきたいと思いますと考えております。 よろしくお願ひいたします。

副市長より、答申に対するお礼のあいさつがございます。

ただ今 安藤会長から答申をいただきましてありがとうございます。

今回大変窮屈な日程でご審議をいただきまして、失礼申し上げました。世間を見てもと、国民が一向に安心して暮らせる状況になっておりません。

事務局
会 長
会 長
副市長

審 議 経 過 (11)

会 長

委員の皆様には今後いろんな面でご協議願うこともあろうかと思いますが、その時はよろしく願います。これから、寒さも厳しくなってきますが、今年はインフルエンザの流行が懸念されているところであります。委員の皆様には十分お気をつけていただきますよう祈念しまして、お礼のあいさつとさせていただきます。

閉会にあたり一言ごあいさつを申し上げます。

本日は、平成19年度川西市国民健康保険事業特別会計決算報告並びに出産育児一時金、葬祭費の引き上げなど、委員皆様の慎重なるご協議をいただいた結果、無事市長に答申することができ、心よりお礼申し上げます。

さて、これから日々寒さも増してまいります。事務局より説明のあったとおり、年明けには、第2回の協議会を予定しておりますので、何卒健康にご留意されるようお願い申し上げます。閉会のあいさつとします。

これをもちまして、平成20年度第1回川西市国民健康保険運営協議会を閉会いたします。どうもご苦労さまでした。

以 上